

法人タクシーの営業所に設置する事業用自動車の最低車両数の緩和について

1 法人タクシー事業者の営業所に配置する最低車両数に関する規制の概要

- 法人タクシー事業の許可等の様々な基準については、平成 29 年東北運輸局公示第 38 号の審査基準により定められている。
- 上記審査基準により、紫波町を営業区域とする事業者については、その営業所に最低でも「5 両」以上の事業用自動車（タクシー車両）を配置しなければならないとされている。

2 法人タクシー事業者からの要望

(1) 要望事業者

所在地：岩手県紫波郡紫波町日詰駅前二丁目 4 番地 4

事業者名：有限会社紫波タクシー

代表者：代表取締役 小田中 克徳

(2) 要望内容

- 日詰駅前営業所（岩手県紫波郡紫波町日詰駅前二丁目 4 番地 4）に設置するタクシー車両の最低車両数を 5 両以上から 2 両以上に緩和すること。
- 要望内容の全文は、別紙「要望書 (P2)」のとおり。

(3) 要望書が提出された経緯

- 令和 5 年 11 月 29 日、上記審査基準の一部が以下のように改正された。
「市町村が設置する地域公共交通会議等で協議が調った場合は、最低車両数に係る基準によらず、当該市町村に限り、最低車両数を 2 両以上とすることができる。」
- これを受け、要望事業者より、日詰営業所に設置するタクシー車両の最低車両数の緩和について、別紙「要望書 (P2)」のとおり当会議へ要望があった。

(4) タクシー車両の最低車両数の緩和により期待される効果

- 車両維持コストの削減により営業所を維持しやすくなる（経営継続性向上）。
- 初期投資・車両維持コストが減少し、新規事業者や小規模事業者の参入・再編が易化する。

3 協議内容

日詰営業所に設置するタクシー車両の最低車両数を 5 両以上から「2 両以上」に緩和することについて承認し、要望事業者に別紙「協議が調っていることの証明書 (P3~4)」を交付してよいか。

4 今後のスケジュール（案）

年 月	内 容
令和 8 年 2 月 3 日 (本日)	<ul style="list-style-type: none"> 本会議から要望事業者へ、別紙「<u>協議が調っていることの証明書 (P3~4)</u>」を交付する。
令和 8 年 2 月以降	<ul style="list-style-type: none"> 要望事業者から東北運輸局岩手運輸支局へ、必要書類に上記証明書を添付し、日詰営業所に設置するタクシー車両の車両数の変更について、事業計画変更の届出を行う。 日詰営業所の設置車両数を変更する。

令和7年12月26日

紫波町地域公共交通会議
会長 藤原博視様

所在地：岩手県紫波郡紫波町日詰駅前二丁目4番地4
事業者名：有限会社紫波タクシー
代表者名：代表取締役 小田中 克徳



紫波町における営業所に設置する事業用自動車の最低車両数の緩和について（要望）

当社は、紫波郡を営業区域とする営業所を紫波町に設置し、地域住民の移動の足として一般乗用旅客自動車運送事業（タクシー事業）を展開しております。

しかし、現在、当社では7両のタクシー車両を保有していますが、すべての車両を稼働することができない状況にあります。

令和5年11月29日に「法人タクシー事業の許可申請事案及び事業計画変更認可申請事案等の審査基準について（平成29年東北運輸局公示第38号）」の一部が改正され、市町村が設置する地域公共交通会議等で協議が調った場合、事業用自動車の最低車両数を2両以上に緩和することが可能になりました。

つきましては、当社が地域住民の移動手段として、今後もタクシー事業を維持するため、下記について貴協議会において協議していただきますよう、ここに要望いたします。

記

【要望事項】

次のとおり、当社の事業用自動車の最低車両数を緩和することについて要望いたします。

- 対象営業所 有限会社紫波タクシー 日詰駅前営業所
- 最低車両数 【現行】5両以上
【要望】2両以上

以上

(案)

令和8年2月3日

有限会社紫波タクシー
代表取締役 小田中 克徳 様

紫波町地域公共交通会議
会長 山 上 里 香

東北運輸局公示第38号「法人タクシー事業の許可申請事案及び事業計画変更認可申請事案等の審査基準について」1.(4)③による協議が調っていることの証明書の送付について時下、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、令和8年2月3日に開催した紫波町地域公共交通会議において、別紙証明書のとおり協議が調いましたので、送付いたします。

【担当】

紫波町企画総務部企画課総合政策係
主任 武藤 宇将
TEL : 019-672-2111 (内線 2310)
Mail : sougou@town.shiwa.iwate.jp

(案)

東北運輸局公示第38号「法人タクシー事業の許可申請事案及び事業計画変更認可申請事案等の審査基準について」1.(4)③による協議が調っていることの証明書

令和8年2月3日開催の紫波町地域公共交通会議において、下記事項に関し、協議が調ったことを証明する。

記

1. 協議が調っている一般乗用旅客自動車運送事業の営業区域
紫波町
2. 協議が調っている一般乗用旅客自動車運送事業者
有限会社紫波タクシー 日詰駅前営業所
代表取締役 小田中 克徳
3. 協議が調っている営業区域の営業所ごとに配置する最低車両数
2両以上

令和8年2月3日
紫波町地域公共交通会議
会長 山 上 里 香